

## FP Topics

2018年5月号

### 平成30年分以後の配偶者（特別）控除改正について

#### ★そもそも配偶者（特別）控除とは

改正前の配偶者控除では、妻の年収が103万円以下なら、夫は配偶者控除額として38万円の所得控除を受けることができました。

これが『103万円の壁』といわれるものです。

妻の年収が103万円を超えた場合についても、配偶者特別控除の規定の適用を受けることが出来ました。その控除額は、妻の年収が141万円以上になるまで一定の割合で逡減する仕組みで、年収141万円未満が上限となっていました。

#### ★配偶者（特別）控除はどう変わったの？

平成30年より適用されるこの規定は、配偶者控除規定の適用の上限額が103万円から150万円に引き上げられます。『103万円の壁』が150万円まで拡大したことになりますが、新たな150万円の壁ができたわけではありません。妻の年収が150万円を超えても、約201万円までは、配偶者特別控除の規定を受けることができます。また、大きな改正点として、夫の収入により控除額が逡減する仕組みとなりました。下記に掲載している表をご確認下さい。

### 平成30年分以後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額

(単位:万円)

		配偶者の給与収入										
		～103	～150	～155	～160	～166	～175	～183	～190	～197	～201	201～
[70歳未満]		配偶者控除	配偶者特別控除									
納税者本人の給与収入	～1,120	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
	～1,170	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
	～1,220	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
	1,220～	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

#### ★表の見方

表の最上段:配偶者(妻)の給与収入が約201万円までは、配偶者(特別)控除が適用されます。

左端:納税者本人(夫)の給与収入が増加するごとに、配偶者控除額は逡減していきます。

夫の年収が1,220万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることができません。

※表を出来るだけ簡素化するため、夫・配偶者とも所得金額は表示していません。(給与収入のみ)

#### ★配偶者(妻)の働き方

(出典:財務省資料より)

今回の改正は、配偶者(妻)の働き方に大きな変化をもたらさそうです。最近ライフプランニング相談でも、世帯所得の増加についてご相談いただくケースも増えています。子育ても終わり、老後資金など、リタイアメントプランニングを考える際、世帯の可処分所得(手取り額)を増加させることは大変重要です。これには、社会保険の扶養の問題など難しい問題がありますが、今回の改正は追い風になっているのではないのでしょうか。

## 社会保険の扶養について

妻の年収が一定額以上になると、夫の扶養からはずれてしまい、妻は自分で社会保険に加入しなければなりません。妻の収入から自分の社会保険料を負担する事になるため、年収が一定額以上になると、手取り額に逆転減少が生じます。これが『社会保険上の壁』と言われています。

具体的には、『106万円の壁』や『130万円の壁』といわれるもので、社会保険加入の条件となります。前者『106万円の壁』は比較的新しく、2016年10月からの改正になります。後者『130万円の壁』は従来からの社会保険の加入要件です。

収入額によって、社会保険の扶養からはずれてしまい、自身の社会保険料を負担することで、実質の手取り額が減少するデメリットもありますが、社会保険料を負担することによる、将来の年金受給額の増加や傷病手当金・出産手当金の受給メリットも享受できますので、デメリットだけではないということも考慮する必要があります。

### = 世帯所得の増加を考える =

人生における3大ライフイベントとも言われる、教育・住宅・老後などを考えると、ライフステージごとに、クリアなくてはならない問題が山積しています。資金面でもたいへん大きなお金が必要です。少しでも、世帯全体の所得(手取り)を増加させたいというご相談も増えています。そういう意味では、今回の配偶者(特別)控除の改正は、追い風になっているのではないのでしょうか。税制における壁が基本的には無くなったと考えて良いと思います。

世帯の手取り額を増加させるためには、ある程度のボーダーラインを超えなければなりません。その年収額は170万円くらいといわれています。このラインを超えてくると、『社会保険上の壁』を超えて確実に手取り額が増加することになります。

社会保険に加入することにより、享受できるメリット(前出)もありますので、ご家族で検討されてはいかがでしょうか。

介護や保育施設等の問題など、それぞれご家族の事情がありますので、フルタイムを選択して働くことが困難な状況もあるかと思われそうですが、利用できる介護サービスなどをしっかりと把握することも重要です。

世帯での所得拡大を考える際、どうしても考慮しておきたいのが《金融資産運用》です。現在の預金金利を考えると、今後、物価が上昇した場合に、物価上昇に追いつけません。NISAやiDeCoを上手に利用して、お金にもしっかり働いてもらうという事も考えたいですね!! 次回は《金融資産運用》特集です!!

## 社会保険の加入要件

### 106万円の壁

- ①労働時間週20時間以上
  - ②勤務期間が1年以上の見込み
  - ③従業員501人以上の企業  
(正社員+週30時間以上のアルバイト等)
  - ④学生は適用除外
- ※上記4つの要件を全て満たす場合。

### 130万円の壁

- ①1日または1週間の労働時間が正社員の概ね3/4以上であること。
  - ②1ヶ月の労働日数が正社員の概ね3/4以上であること。
- ※年収130万円以上となっても、上記要件のどちらかを満たさなければ加入義務は生じない。又正確には108,334円の月収ベースで考える。

### ~今月の山便り~

今月の山便りは4月号の続きです。この写真は、大峰山脈釈迦ヶ岳を源流とする“赤井谷”を登りつめた頂上に鎮座されているお釈迦様です。この釈迦如来像は、大正13年(1924)『鬼マサ』の異名で知られた強力、岡田雅行氏(188cm/120kg)が3分割して、道を作りながら運び上げたと伝えられています。3分割ってちょっと信じられませんが・・・もの凄い強力です!!

この釈迦ヶ岳は標高1,800m、大峰奥駈道の北部最奥に位置しており奥駈道の縦走路となっています。弥山からの縦走路は、たいへん険しい部分もあり、経験者と同行される方がいいと思います。十津川村と下北山村の境界に位置しており、両村からも登山道が通じています。

十津川村からの登山道は比較的簡単に登ることができしますので、初心者さんにもお勧めです。下北山村からのコースは、歴史的な宿坊“前鬼”を経由しますが、アプローチが長く、比較的ハードだと思います。非常に美しい山域です。是非トライしてみてください。

